



REPORT

徳島県版・政労使会議「徳島雇用政策協議会」を開催しました！

令和6年1月19日（金）、徳島県庁において、徳島労働局と徳島県の共催による徳島県版・政労使会議「徳島雇用政策協議会」を開催しました。

本協議会は、徳島県内における中小企業の生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金の引上げ等の機運を醸成するため、「政・労・使」が一体となり、継続的な取組の推進を図ることを目的に開催するものです。

会議では、「生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた『賃金引上げ』に向けた取組」や、「『年収の壁』を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組」について意見交換や情報共有を行いました。

本協議会に徳島県知事の出席及び県知事と労使団体のトップが同席することは初めてであり、後藤田知事からは、県内労働団体や経済団体の代表者に対して、賃金引上げの協力を呼びかけました。



CONTENTS ▶▶

徳島県版・政労使会議「徳島雇用政策協議会」を開催しました！	1	徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点	5
令和5年度「徳島県若年者技能競技大会」を開催しました！	2	厚生労働省からのお知らせ 年収の壁	6
第48回徳島県職業能力開発促進大会を開催しました！	3	厚生労働省からのお知らせ 労働条件明示のルール	7
徳島県地域活性化雇用創造プロジェクト	4	徳島県労働委員会 誰もが笑顔で働くために	8



令和5年度「徳島県若年者技能競技大会」を開催しました！



令和5年10月8日（日）、14日（土）、21日（土）、28日（土）、11月4日（土）、5日（日）に、徳島県若年者技能競技大会を開催しました。

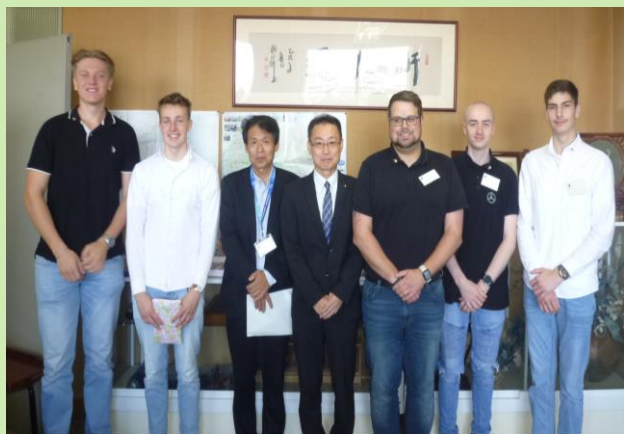
若年者技能競技大会は、若年者のものづくり技能に対する意識、技能の向上に資する取組みとして、県内の事業所、職業能力開発施設や専門学校、工業高等学校等の若年者を対象に平成28年度から開催しており、今年度は、美容、左官、建築塗装、建築大工、機械、溶接、洋菓子製造の7種目に85名が参加しました。

各競技の受賞者は、12月13日（水）中央テクノスクール・ろうきんホールで行われた第48回徳島県職業能力開発促進大会において表彰授与されました。

令和5年度「ドイツ・ニーダーザクセン州との産業人材育成交流」を行いました！

徳島県産業人材育成交流コンソーシアムとドイツ・ニーダーザクセン州ブラウンシュヴァイク・リューネブルク・シュターデ手工業会議所は、相互の産業経済の一層の振興などを目的として「産業人材育成交流」に係る協定を締結し、交流を行っています。

令和5年度のドイツから徳島への訪問は、10月8日から10月21日まで、大工、自動車整備の訓練生、指導員ら計5名が来県し、県のテクノスクール及び県内企業において2週間の訓練や実習を行いました。徳島からドイツへは、12月2日から12月9日まで、自動車整備、大工の訓練生、指導員ら計5名が、同州の職業訓練センターや企業で訓練を行い、相互交流を図りました。



第48回徳島県職業能力開発促進大会を開催しました！

令和5年12月13日（水）、中央テクノスクール「ろうきんホール」において、第48回徳島県職業能力開発促進大会を徳島県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会の共催により開催しました。

大会では、長年にわたり技能検定の円滑な実施に貢献された技能検定功労者、技能検定で優秀な成績を収められた優秀技能士及び若年者技能競技大会入賞者に副知事等から表彰状を授与しました。

また、「現代の名工」受賞者や厚生労働大臣表彰等を受賞された方を本大会でご紹介するとともに、県内の優秀な若年技能者で後進育成に積極的に取り組まれている方を阿波のヤングマイスターとして認定しました。



阿波のヤングマイスター認定者

（左から）井口 幸栄さん・粟飯田 直人さん・（副知事）・西川 澤さん・西川 柊さん

中退共のお知らせ

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから**安全・安心**！

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立で**ラクラク管理**！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は**全額非課税**でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさん
もご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
とのポートビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

良質な雇用の促進に向けて

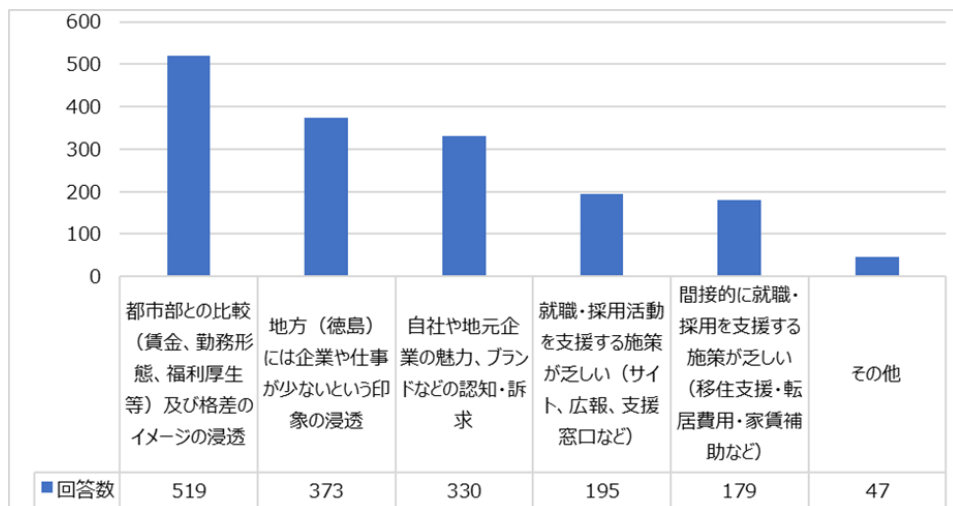
本県では、企業が直面している人材不足に対応するため、良質な雇道を創出し、地域活性化を図るプロジェクトを実施しています。

今年度、プロジェクトの効果的かつ効率的な実施・展開に資するデータを得るために、県内企業の人材確保状況等を把握・分析する「企業採用活動等実態調査」を実施しました。

- 実施期間：令和5年5月1日(月)から令和5年5月31日(水)まで
- 調査結果：県ホームページに掲載
「企業採用活動等実態調査2023 調査結果」▶



徳島県における、採用活動等を進める上での課題 ※複数回答あり



n=853

本調査で把握した、上記のような課題に対応し、県内就職を促す目的で、都市部に負けない県内企業の魅力をワカモノ視点で発信するためのガイドブックを作成しています。



① 徳島のワカモノが活躍する企業（1月発行）

特集：徳島の10代、20代の高校生・大学生・社会人の本音、大公開！

② 社員ファーストに力を入れている企業（2月発行）

特集：徳島の社員たちが選ぶ「わが社の働きやすさ」はここ！

③ 徳島が誇る“技術”（3月発行）

特集：若手から中堅、ベテランまで、技術の現場で働くプロに聞いた！
「これが私たちの仕事の必需品」

県の就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に電子版を掲載中！ぜひ御覧ください♪



とくしまスマートワークプロジェクト

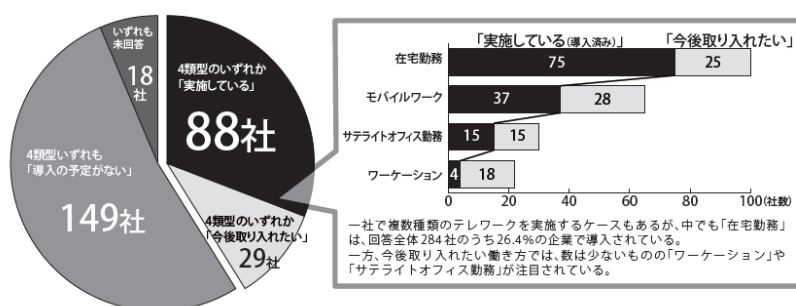
本県では、働きやすい職場づくりを進め、労働力の確保・定着を図るため、県内企業におけるテレワークの導入やデジタル技術の活用による柔軟な働き方「スマートワーク」の推進を支援しています。

本プロジェクトによる支援に活かすため、今年度もアンケート調査を実施しました。

- 実施期間：令和5年10月27日(金)から令和5年11月17日(金)まで
- 調査結果：テレワークセンター徳島ホームページに掲載
「テレワークに関するアンケート調査結果」



テレワーク(在宅勤務/モバイルワーク/サテライトオフィス勤務/ワーケーション)実施状況



国においては、育児・介護休業法を改正し、短時間勤務やテレワークなどの制度を整備するための議論も始まっています。テレワークセンター徳島では、これまでのコンサルティング事例を活用し、貴社に合った「スマートワーク」を提案します。お気軽に御相談ください。



テレワークセンター徳島 <https://www.tokushima-telework.jp/>

TEL : 050-5527-4374 E-MAIL : info@tokushima-telework.jp

INFORMATION

DX人材不足等でお困りの企業の皆様へ

DXをはじめとした貴社の課題を、副業・兼業プロ人材が解決

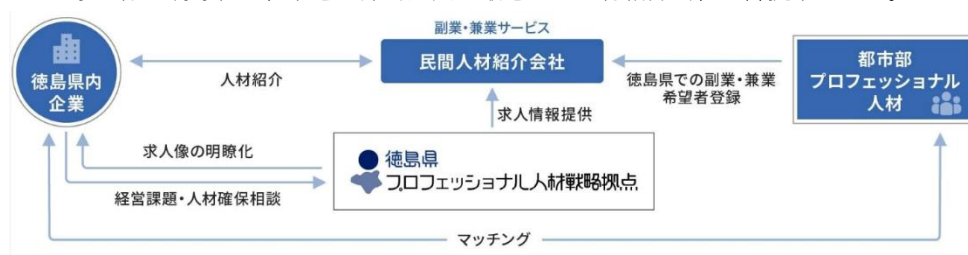
- ピンポイントな経営課題を解決したい
- 必要なときに、必要な分だけノウハウを提供してほしい
- 常勤雇用だと費用がかかりすぎる
- 社内に知見・経験が無い、新しい取組を始めたい

…こんな課題はありませんか？特にDXの分野で、都市部の副業・兼業プロ人材が活躍しています。

まずは「徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点」に御相談ください！

マッチングの流れ

貴社の課題について、当拠点の担当者が丁寧に聞き取った上で求人像を明瞭化し、最適な採用方法と厳選した人材紹介会社を御提案します。



お問合せ先

徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点



徳島県庁 5F 労働雇用戦略課内
TEL : 088-635-0611
FAX : 088-635-0617
MAIL: pro-jinzai@our-think.or.jp

副業・兼業プロ人材とは？メリットや活用事例は？



働き方改革の一環として副業を解禁する大企業が増えてきた今、地方の中小企業を副業で支援したい、自分のスキルで貢献したいと考える都市部のプロ人材が急速に増えています。今が活用のチャンスです！

◀◀ 詳しくはWebサイトで！

URL: <https://tokushima-fukugyo.com/>

厚生労働省からのお知らせ

事業主の皆様へ

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「バゆう」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として
社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
手当の支給等(6か月分)	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
支給申請期間(2か月間)	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
キャリアアップ計画書	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

令和6年1月31日までに提出(特例期間)

★ 給与・手当の支給

第1期支給対象期
第2期支給対象期

- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。
- (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは裏面や
厚生労働省ホームページ
もご覧ください！



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する 場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要になり ます。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態 に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約 労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

誰もが笑顔で働くために

ハラスメント防止対策は事業主の義務です！

県労働委員会に寄せられる労働相談は、今年度もパワハラに関する相談が最多となっています。労働者がうつ病などで体調を崩すケースが多く、**会社内でのハラスメント防止対策が急務**です。

こんな職場のいじめや嫌がらせを放置していませんか？



役立たず！
給料泥棒！

社長や上司からの暴言

休日出勤して、
期限までに処理して！

上司からの過大な要求



あなたとは
仕事しない。
会議も出ないで

同僚や後輩から仲間外し

会社に話を聞いてくれる
ところがない。
つらくて仕事に行けない



パワハラ
防止対策



使用者向け
労使トラブル10カ条

職場のトラブルに困ったら、早めに相談！

徳島県
労働
委員会

相談・あっせん

労働委員会委員



労働者、使用者(経営者)
のいずれの方もご利用いただけます

解決支援



労働者・組合

労使トラブル
パワハラ、解雇、退職など



会社



徳島県労働委員会

労使紛争を解決する専門機関(県庁11階)

- 公益委員・労働者委員・使用者委員の
"三者の委員"が1組で公正・中立な立場
で労使トラブルの解決を支援
- 近年のあっせん件数は年10件程度

労働相談ダイヤル

土・日・祝日を除く8:30~18:15

088-621-3234

お気軽にご相談ください

メール相談 roudouinkai@pref.tokushima.jp
委員相談 原則木曜日14:00~16:00・要予約
住所 〒770-8570徳島市万代町1-1
FAX 088-621-2889

相談無料
秘密厳守



徳島県労働委員会
ホームページ



委員相談
予約申込はこちら